

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の評価について
(平成 28 年度 検証・評価シート)

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 における具体的取組み方策

(計画書 第3章より)

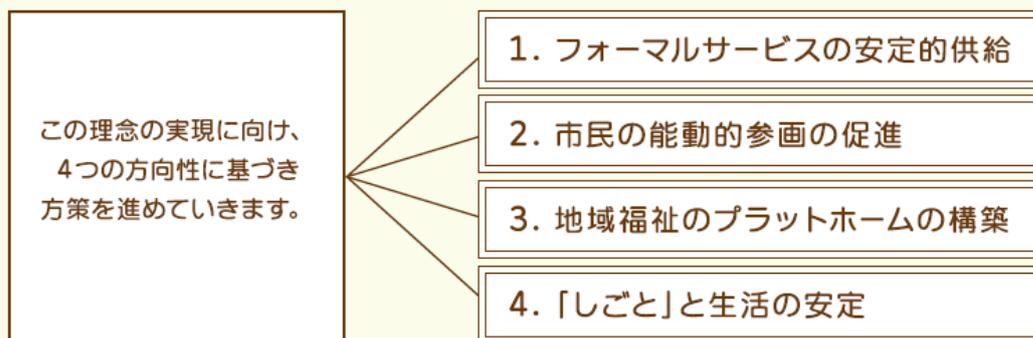
計画の基本理念

～ つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現 ～

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「*ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

- 福祉サービスの充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
- 権利擁護/虐待防止の取組み
- ユニバーサルデザインのまちづくり など

2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけではなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

- 市民が参画しやすい環境整備
- 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり
- 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
- ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 など

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

- 地域における多様な主体による協議の場づくり
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- 医療・福祉の幅広い連携
- 「地域支え合い活動」の充実
- 災害時における要援護者への支援体制の整備 など

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

- 多様な働き方の確保 など

取組み方策に対する評価

【行政による内部評価 まとめ】

1. フォーマルサービスの安定的供給

目指すべき姿

- ◆ 福祉サービスが様々な取組みにより充実し、また複合的な課題にも包括的に対応できる相談支援体制の整備が進んでいる。
- ◆ 権利擁護の取組みや人々の多様性への理解が進み、その人らしい生き方が尊重される地域生活が確保されつつある。

主な取組みの成果及び課題

- 市民福祉大学における従事者向け研修の再構築や福祉人材確保施策懇話会の開催など福祉人材の確保及び定着支援を推進した。また、既存の高齢者介護士認定事業やケアマネージャー研修の実施等により質の向上を目指している。しかしながら、未だ福祉人材の離職率は高く、今後も福祉人材の確保・定着に向けた施策の推進が必要である。
- 本庁組織、各区に設置した「くらし支援窓口」、社会福祉協議会の「地域福祉ネットワーク」の体制強化を行った。このことにより、制度の狭間や複合する問題に対する包括的な相談支援体制が整いつつある。しかしながら、認知度がまだ低く、今後も周知に向けた努力が必要である。
- 福祉事務所のハローワーク常設窓口の拡大や家計相談支援事業の開始等生活困窮者への支援策を充実させた。また、学習支援事業の拡充により高校進学率があがっており、貧困の世代間連鎖の防止に繋がっていくことも期待される。さらに地域において、こどもが安心して過ごせる居場所づくりの取組みを始めた。今後地域団体が取り組みやすい制度にするため、補助要件の緩和が必要である。
- 「成年後見の利用手続き相談室」の拡大をする等権利擁護事業の充実を図った。平成28年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行され、今後は必要な方へ早期に支援を届ける体制整備について検討していく必要がある。
- 「障害者差別に関する相談窓口」の開設や神戸市障害者差別解消支援地域協議会を設置するなど障害者差別解消法施行にかかる取組みを始めた。今後も障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」を目指して、普及啓発活動を行っていく必要がある。
- サービス付き高齢者向け住宅の実態調査等を行い「サービス付き高齢者向け住宅の良好な整備・運営に向けた方策のあり方について」の取りまとめを行い、方向性を示した。今後の取組みについては、取り巻く状況が刻々と変化しているため、適宜見直しを行いながら、高齢者の居住安定を図っていく必要がある。

2 市民の能動的参画の促進

目指すべき姿

- ◆ 地域福祉活動に関心をもつ多様な主体の参加が広がる中、地域の課題が地域で共有され住民が主体となって課題への対応に意思決定していくことの大切さへの理解が広まっている。

主な取り組みの成果及び課題

- 「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」の具体化に向け庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、地域の負担軽減のための補助金の見直しや地域課題の共有・合意形成のための地域カルテ手順書の作成等の検討をおこなった。今後施策の推進のためには、関連部署との調整が必要であり、また人員の確保も課題である。
- 平成 29 年 4 月からサービスが開始される「介護予防・日常生活支援総合事業」について、検討をおこなった。今後は地域での介護予防を推進していくが、地域拠点型については小学校区に 1 ヶ所の設置をめざしており、現在のところ実施していない空白地域が存在するため、設置に向けての努力が必要である。
- 各区社会福祉協議会が牽引役となりながら、「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんねっと）」の設置が進み、制度の狭間の課題や子どもの貧困等の地域の課題に対して取り組んでいる。今後はくらし支援窓口を中心に行政として連携していく必要がある。
- 企業と連携した介護予防事業（介護予防カフェ）の取組みを進めており、高齢者の閉じこもり防止や活躍・生きがいがづくりの場が広く展開している。現在は、1 企業のみでの連携協定となっているため、他企業とも連携し、展開していく必要がある。
- パートナーシップ活動助成による NPO 等市民団体への支援や、中間支援団体（NPO）による相談窓口の設置及び説明会の開催等 NPO との協働を進めている。
- 市民福祉大学では各区ボランティアセンターとの連携を進め、地域における福祉人材の養成・確保に努めている。また、ファミリー・サポート・センター事業については、出張して講習会を実施し、地域において子育てを応援したい人（協力会員）向けの講習会を拡充して実施する等ボランティア活動に参加しやすい条件の整備に努めている。

3 地域福祉のプラットフォームの構築

目指すべき姿

- ◆ 地域において様々な主体によるネットワークが構築され、支援が必要な人に早期にフォーマル又はインフォーマルな支援を届ける仕組みができています。
- ◆ 地域では課題の解決を目指す協議の場が開かれ、地域の課題を地域で解決できつつあり、必要に応じて区レベルの施策に反映される仕組みも機能し始めている

主な取り組みの成果及び課題

- 区社会福祉協議会に地域福祉ネットワークを拡充配置し、地域福祉ネットワーク事業の全市展開をおこない、「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」を進めた。課題の把握件数及び支援件数は増えており、一定の効果があげられている。徐々に周知が進んでいるが、今後も周知に向けた努力が必要である。
- 地域福祉ネットワークの取り組みにより、既存の仕組みでは対応できていない地域課題等の解決を契機に従来はつながっていなかった関係機関とのネットワーク化を実現している。
- 身近な地域における協議の場として各区自立支援協議会、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会が開催され、各関係者で情報の共有化が図られ、地域課題の早期発見、早期解決の仕組みができてきている。今後は分野別会議をどのように連携させていくのが課題である。
- 民生委員業務の見直しにより負担軽減に努めたり、活動費の引き上げを行ったりすることにより、職務に専念できる環境整備に取り組んだ。今後も成り手不足解消や複雑化・多様化する相談に対応できるよう、活動の支援をおこなっていく必要がある。
- 医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談受付や多職種連携会議の開催を行う「医療介護サポートセンター」を4区（5箇所）に設置し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を進めた。
- 平成27年度より地域支え合い推進員を配置し、住民相互に見守り支え合えるような地域づくりを始めており、新たな協力事業者が増え、地域に見守りの目が広がっている。今後は高齢者に限らず、障害者を含めて災害時に支援が必要となる方を把握し、平常時から見守りできる体制を整備していく必要がある。
- 要援護者の初動受入れと生活支援を行う基幹福祉避難所の指定を行うなど災害時における要援護者への支援体制の整備を進めた。今後は福祉避難所のマニュアル整備や、基幹福祉避難所のあり方の検討を行う等、要援護者の支援の充実に努める必要がある。

4 「しごと」と生活の安定

目指すべき姿

- ◆ 地域の課題を、有償の仕組みを取り入れた地域住民の支え合いで解決する取組みが進み、ボランティアと一般的な雇用の間に位置づけられる多様な「しごと」の創出が増えてきている。
- ◆ 一般的な就労だけでなく、中間的就労など多様な働き方を確保する取組みが進み、誰もが「しごと」を確保できる環境が整いつつある。

主な取り組みの成果及び課題

- 介護保険制度の改正により、市町村が地域の実情にあわせて独自の事業を実施する総合事業への移行に伴い、地域活動の担い手養成として「生活支援・介護予防サポーター養成研修」を実施し、研修終了後の地域団体への参加や新規グループの立上げ支援を行った。今後は地域における活動を安定的に継続していくための支援が必要である。
- ソーシャルビジネスマーク認証事業、ソーシャルビジネス推進助成制度の実施により NPO・事業者の取組みを支援しており、「ソーシャルビジネス推進委員会」の意見を踏まえて広報の充実等の改善をおこなっている。また、神戸いきいき勤労財団においては、「社会貢献塾」と連携する形でコミュニティビジネスに関する研修・講座を開催し、地域活動のリーダーの育成を図った。
- 多様な働き方の選択肢として障害者の短時間雇用（週 20 時間未満雇用）の導入促進に向けた取組みを始めた。短時間雇用は、障害特性に応じた働き方が可能となり、就労機会をもたらす就労形態であることから、関係機関と連携しながら具体的に進めていく必要がある。
- 直ちに一般就労を目指すことが困難な生活困窮者に対して、支援つきの就労機会を提供し、必要な訓練を行う事業所を就労訓練事業所として認定している。この認定は事業所の自主事業として位置づけられており、市は事業の周知啓発や事業所への支援対象者へのマッチングが課題となっている。
- 女性・高齢者・障害者等の多様な働き方の推進として、市民向けにクラウドソーシング、企業向けにテレワークを推進するセミナー等を行った。多数の参加があり、参加者の半数近くが実際に仕事を受注するなど、多くの市民に対して時間や場所にとらわれない新しい働き方を紹介することができた。

【委員による評価】

全体

- 理念的、文学的な評価になっているので、もう少しシビアな見方、数値的な見方をしてほしい。
- 評価があまり抽象化に走らずに、具体的な効果をどういう形で示せるか、配慮をした評価を心がけてほしい。
- 「つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現」という基本理念に対して、4本柱が今年度はどうだったのかという全体の視点がほしい。
- 常に国の制度や社会の動きと照らし合わせた時にどうかというところを、各年度検証していただきたい。
- 地域共生社会に向けて、市民福祉総合計画の中にどのように盛り込んでいくか。制度自体も縦割りは縦割りでも一つの枠組みの中にごちゃまぜに入れ込んでいくような取組みができないか。
- 基本理念や主体像にどのように貢献しているのかという視点での評価や課題の抽出が弱いのではないか。
- 計画の中でどこまで到達するのかという指標を見せて、現在がどこまでいっているのかを示さないと評価がしにくい。
- 総合計画として非常にいい理念を掲げて、縦割りではない示し方を頭に持ってきているというのは、神戸の大きないい特徴だと思う。

【資料】

○ 有効求人倍率（兵庫県内・常用）

	22年12月	23年12月	24年12月	25年12月	26年12月	27年12月	28年12月
全産業	0.54	0.62	0.67	0.81	0.96	1.13	1.29
介護関係	2.14	2.38	2.13	2.48	2.72	3.18	3.74

※有効求人倍率＝求人数÷求職者数（兵庫県労働局「労働市場月報ひょうご」）

○ 訪問介護員、介護職員の離職率

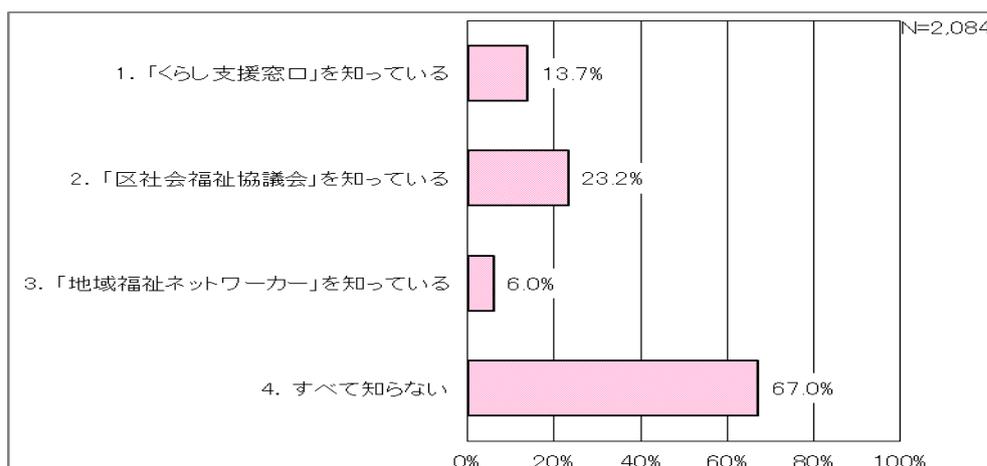
（単位：％）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
17.0	17.8	16.1	17.0	16.6	16.5	16.5	16.7

※離職率＝調査年度の離職者数÷前年9月末日の在籍者数×100

（(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」）

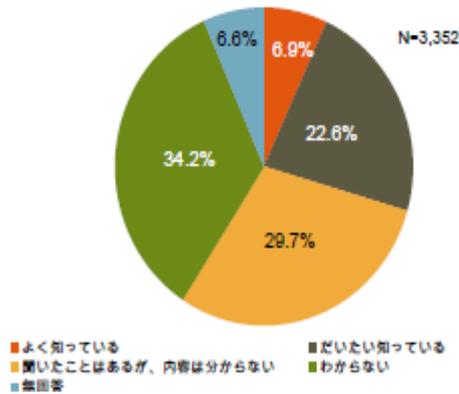
○神戸市では平成27年度より新たに区役所に「暮らし支援窓口」を設置し、年齢や世帯構成に関わらず、生活に困っている人から幅広く相談を受けています。また、各区社会福祉協議会に配置されている「地域福祉ネットワーク」は様々な職種や団体のネットワークを築きながら、地域の課題を解決する活動をしています。あなたは、「暮らし支援窓口」や「地域福祉ネットワーク」、「区社会福祉協議会」を知っていますか（すべて選択）。



※平成28年度ネットモニターアンケートより

○成年後見制度について

成年後見人制度を「よく知っている」「だいたい知っている」と回答した方は合わせて29.5%となっている。一方、「聞いたことはあるが、内容は分からない」「わからない」と回答した方は合わせて63.9%となっている。

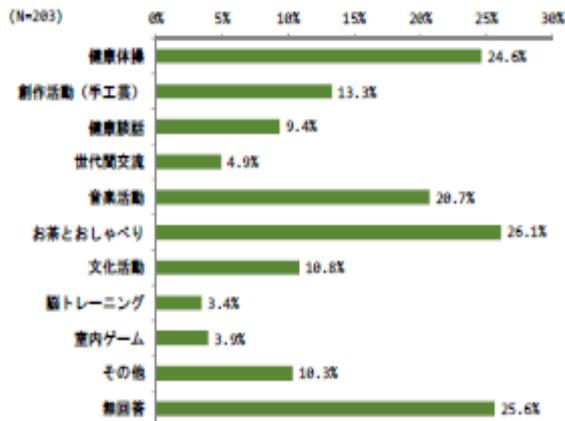


※第7期介護保険事業計画策定に向けての実態調査
(平成28年)より

○サロン活動について

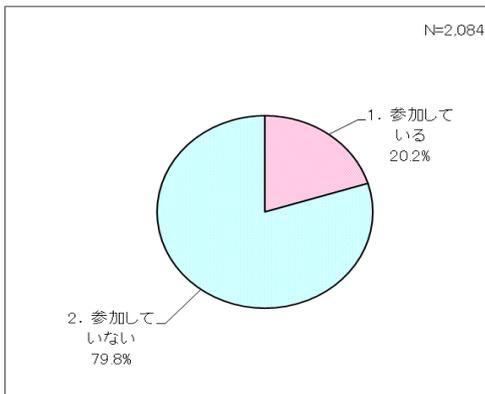
新規 サロン活動の参加プログラム

サロン活動で参加頻度が高いプログラムをたずねたところ、「お茶とおしゃべり」が最も多く26.1%、次いで「健康体操」24.6%、音楽活動20.7%となっている。(※3つまで回答可)



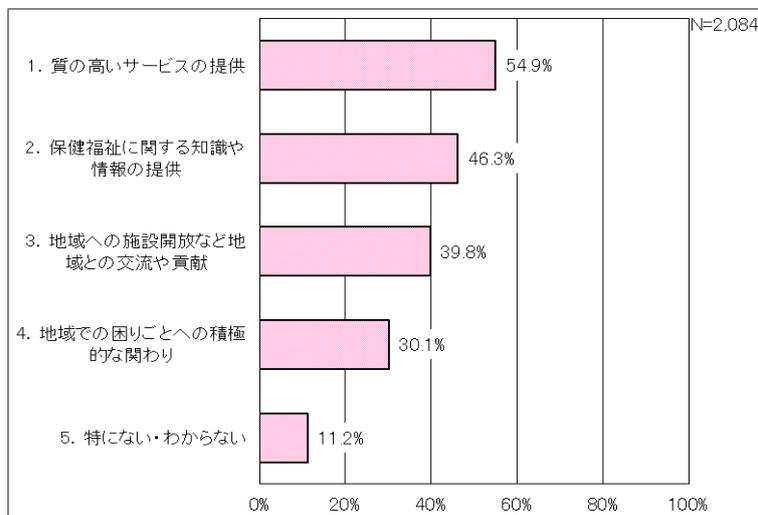
※第7期介護保険事業計画策定に向けての実態調査
(平成28年)より

○あなたは、定期的に地域活動（ボランティア活動）に参加していますか。



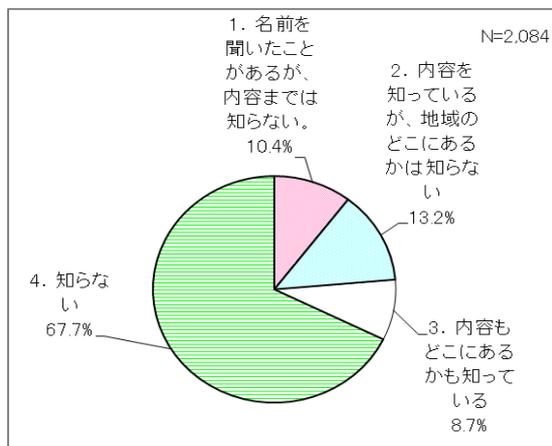
※平成28年度ネットモニターアンケートより

○地域の福祉を充実させるため、保健福祉サービスを提供する事業者（老人ホーム、障がい者施設、保育所など）にどのような役割を求めますか（すべて選択）。



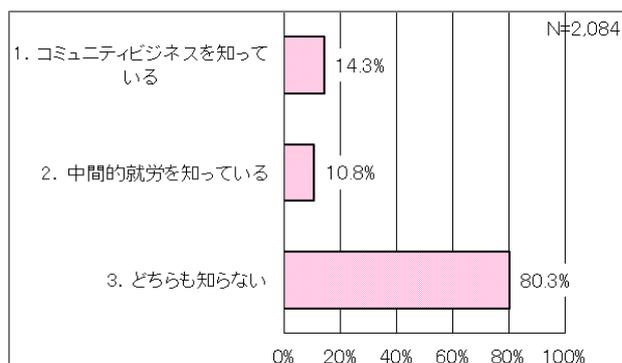
※平成 28 年度ネットモニターアンケートより

○あなたは「福祉避難所」を知っていますか。



※平成 28 年度ネットモニターアンケートより

○近年、「コミュニティビジネス」や「中間的就労」など様々な形での仕事や働き方が地域において増えてきています。あなたはこれらについて知っていますか（すべて選択）。



※平成 28 年度ネットモニターアンケートより